

第 2 期中期目標（案）（今回提案）・素案（前回提示）対照表

目標案(今回提案)	素案(第16回評価委員会提示)	素案の考え方
<p>(基本的な目標)</p> <p>公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>第 1 期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて「着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みの早期確立」に向けた取組を推進した期間であり、第 2 期中期目標期間にあつては、第 1 期中期目標期間における成果を基礎に、法人が自主的、自律的に社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、存在感ある「地域貢献型大学」として一層の個性化を図り、県民や地域社会の期待に応える成果を着実にあげることを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第 1 期中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p>	<p>(基本的な目標)</p> <p>公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)は、大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</p> <p>第 1 期中期目標期間は、当該目的の達成に向けて「着実に成果をあげるための安定した体制、仕組みの早期確立」に向けた取組を推進した期間であり、第 2 期中期目標期間にあつては、第 1 期中期目標期間における成果を基礎に、法人が自主的、自律的に社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、存在感ある「地域貢献型大学」として一層の個性化を図り、県民や地域社会の期待に応える成果を着実にあげることを目指して、次のとおり中期目標を定める。</p> <p>第 1 期中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の設立目的(定款第 1 条)を第 1 期同様記述。 ・ 第 2 期目標期間に何を指すかを記述 ・ 第 1 期は、独法化後の体制・仕組みづくりに重点が置かれた。 第 2 期は、第 1 期の成果を基礎に、法人が社会経済情勢に適切に対応しつつ、県民や地域の期待に応える成果を着実にあげることを目指す。 中期目標は、そのための取組の大きな方向性を示していく。 <p>(素案から変更なし)</p>

<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>人と人の関わりを重視した教育研究を行う大学として、<u>住民の健康の増進や個性豊かな地域文化の進展に資する高い教養と専門的能力を有する人材を育成するため、専門職業人として求められる実践力を涵養する教育や大学の学部・学科構成を生かした学部・学科間連携教育、これまで大学が培ってきた地域社会とのつながりを生かした体験型教育など、特色ある教育を推進する。</u></p> <p>また、<u>大学教育の質の保証・向上に資するため、「どの大学、学部を卒業したか」</u>ではなく、「<u>大学教育で何を修得したか</u>」の問いに応え得る学位授与のプログラムを整備し運用する。</p>	<p>第2 教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p><u>人々の暮らしに身近な健康や文化の領域において人と人の関わりを重視した教育研究を行う大学として、住民の福祉の増進に資する高い教養と専門的能力を有する人材を育成するために、どのような教育に重点を置き、その結果がどう具体化されているかを可視化し得るような特色ある教育を推進する。</u></p> <p>また、教育の質の保証・向上に資するため、「大学教育で何を修得したか」の問いに応え得る体系的で一貫性のある学位プログラムを整備し運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成（教育の成果に関する目標管理、教育課程の整備、教育方法の改善等、教育の成果を上げるための仕組みづくり）。 ・ 第2期は、中教審でも議論され、大学全般の課題とされている「大学の個性・特色の明確化」や「教育の質保証・向上」への対応に関する取組の方向性を明示。 <p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高い教養と専門的能力の内容を定款の目的に沿って整理した(前段・前半)。 ・ 特色ある教育の具体的な内容を明示。社会が求める知識・技能を身に付けるための<u>実践力を涵養する教育やチームアプローチのための学部・学科間連携教育</u>、学生が地域の一員として地域の課題解決に取り組む<u>体験型教育等の取組を要請(前段・後半)</u>。 ・ 質の保証・向上の内容について文言追加(後段)。
---	---	---

<p>2 学生への支援に関する目標</p> <p><u>学生の多様なニーズに適切に対応しつつ、その豊かな人格形成に資する学生生活を支援するため、学業と学園生活の双方にわたる学生支援活動を総合的に推進するとともに、その質の向上を図る。</u></p> <p>また、<u>学生のより円滑な職業生活への移行に資するため、入学時から卒業時に至るまでの間において、自らの職業観、勤労観を培い、社会人、職業人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援する仕組みを整備する。</u></p>	<p>2 学生支援に関する目標</p> <p><u>学生の多様化の進展に対応しつつ、豊かな人格を形成する学生支援・学習環境整備の充実に資するよう、総合的な学生支援活動の質の保証に向けた取組を推進する。</u></p> <p>また、<u>社会構造等の変化を踏まえ、学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたって支援する仕組みを整備するとともに、学生の円滑な職業生活への移行を支援する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成(学生支援体制の強化と支援内容の充実)。 ・ 第2期は、第1期の成果を発展させ質の向上を要請。 <p>【目標前段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的支援(教育と学生支援の連携)の強化、質の向上の取組を要請。 <p>【目標後段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後段は、キャリアサポート関係。昨今の雇用情勢等に鑑み、中教審の議論(大学の教育活動全体を通じた職業指導の実施、大学の組織的・計画的な取組の推進を期待)を経て、23年4月に改正大学設置基準が施行となった。こうした状況を踏まえ、教育課程内外にわたる支援の仕組み整備を要請。 <p>※ 大学設置基準</p> <p>「(教育課程内外を通じ)大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。」(平 23.4 施行)</p> <p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な支援の内容をわかりやすくするための字句修正(前段)。 ・ (改正大学設置基準に沿って)教育課程内外にわたる支援の仕組みづくりをすることが目標内容であることを明確化(後段)。
--	--	---

<p>3 研究に関する目標</p> <p><u>大学の研究水準の維持向上を図るため、論文発表や科学研究費補助金申請を促進するとともに、国際共同研究を組織として実施する。</u></p> <p><u>また、県の政策形成や地域の諸課題の解決に寄与する調査研究に積極的に取り組む。</u></p>	<p>3 研究に関する目標</p> <p><u>大学の教育研究能力の源泉となる教員の研究業績の蓄積とその成果の発信の取組を確実かつ継続的に行うとともに、国際共同研究を組織として実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成(研究活動活性化等の仕組みづくり) ・ 大学の研究能力の源泉となる各種研究業績の蓄積とその成果の発信といった、原点に立った継続的な取組を要請。 <p>[変更点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究業績の蓄積と成果発信のための方法論として、論文発表や科学研究費補助金申請の促進といった具体的な取組を明示した(前段)。 ・ 「県立」の大学として期待する研究の方向性を追加した(後段)。
---	---	--

<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p>県立の大学として、<u>人口減少や少子高齢化の進行など山口県を取り巻く社会経済情勢に対応した県勢の振興に寄与することができるよう、地域の発展を担う人材の育成、県の政策形成や地域の諸課題解決に資するシンクタンク機能の発揮、ライフステージに応じた県民の生涯学習機会の提供と県民と学生・教員との学び合いを中心とする県民との連携・交流の取組を着実に推進する。</u></p>	<p>4 地域貢献に関する目標</p> <p><u>少子高齢化や若者の社会減の進行に対応した県勢の振興に資するため、健康や文化の領域において、県民の福祉の増進に資する人材の育成や、県の政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供と県民と学生・教員との学び合いを中心とする県民との連携・交流の取組を着実に推進する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成(地域共生センターと郷土文学資料センター活用の基盤づくりと一定の実績創出)。 ・ 第2期は、「県立」の大学として、少子高齢化等県における諸課題の解決に寄与することを期待。 ・ 人材育成、シンクタンク機能、県民との連携交流という分野で取組を進めることを要請。 ・ なお、「ライフステージに応じた生涯学習機会」とは、保健・医療の職業人のキャリアアップ、子育て世代の支援、人生 85 年時代を踏まえた高齢者の地域づくり活動参加支援など。「県民と学生・教員の学び合い」は、第1期の成果(現代 GP の地域共生授業、特色 GP の Yucca など)の県立大学らしさとしての発展を期待。 <p>[変更点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立の大学として山口県を取り巻く諸情勢への対応を期待する記述に変更。
--	--	--

<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>大学運営の更なる効率化に資するため、民間ノウハウも活用しつつ、事務等の合理化の取組を継続的に推進する。</p> <p>また、<u>教育の質の保証や経営基盤の強化など高度化する大学運営の諸課題を組織的かつ適切に処理することができるよう、教職員の職能開発を体系的に実施する。</u></p> <p>さらに、<u>大学情報の発信については、伝えたい者に伝えたい情報が行き届くようその戦略性を高める。</u></p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>大学運営の更なる効率化に資するため、民間ノウハウも活用しつつ事務等の合理化の取組を継続的に推進するとともに、<u>高度化する大学運営を教職員集団による組織的な取組により適切に処理することができるよう、教職員の職能開発を体系的に行う。</u></p> <p>また、<u>大学情報の発信については、伝えたい者に伝えたい情報が行き届くようその戦略性を高める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期の目標は達成(運営体制の改善、教育研究組織の見直し、事務等の効率化・合理化)。人事の適正化については、人事評価を残すのみ。 ・ 第2期は、事務等の合理化の継続実施、高度化する大学運営の諸課題を解決するための教職員の体系的な職能開発、戦略的な大学情報の発信を要請。 ・ なお、教職員の職能開発については、中教審でも議論(大学の組織・経営を支える専門性の高い人材の養成→職能開発が課題) ・ 人事評価は、職能開発に包含。 ・ 情報発信については、志願者確保や、受託研究等の財源確保等を視野に入れた戦略性のさらなる向上を期待。 <p>【変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3段落に分解し、わかりやすく。 ・ 高度化する大学運営の諸課題を例示。諸課題を組織的かつ適切に処理するために体系的な職能開発をすべきことを明確化(「教職員集団」削除)。
--	--	--

<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>外部資金の獲得などに積極的に取り組み、自主財源の安定的確保を図る。</u></p> <p>また、<u>地域に支えられた大学であることを踏まえ、業務運営の改善、効率化に努め、経費の支出については可能な限り抑制を図るとともに、資産の効率的活用に努める。</u></p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p><u>財源の多様化に資する自主財源を安定的に確保するとともに、人件費をはじめとする経費については可能な限り抑制する。</u></p> <p>また、<u>資産の管理運用については、財務内容の改善に資する観点から新たな方策を講ずる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期目標は達成(外部資金の積極的導入)。 ・ 第2期は、文科省の公募型補助事業の削減等の状況への対応等を考慮し、引き続き自主財源の安定的な確保等を要請。 <p>[変更点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「財源の多様化」を「外部資金の獲得」という取組内容に変更。 ・ 経費の抑制について、「人件費」という表現を削除し、県立の大学であることを踏まえた法人の努力を求める表現に変更(以上前段)。 ・ 資産の管理運用について、新たな方策を講じるとの部分削除(→地独法では、余裕金の運用について、国債や預金等の安全資産に限定していること等を考慮)。
<p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>自己評価の結果、外部評価及び監事監査の結果その他学外者の意見を業務運営に適切に反映する。</p> <p>また、<u>教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表を組織的、計画的に実施する。</u></p>	<p>第5 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>自己評価の結果、外部評価及び監事監査の結果その他学外者の意見を業務運営に適切に反映するとともに、<u>教育研究、組織運営、施設設備の状況に関する情報の公表を組織的、計画的に実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期において整備された仕組みの確実かつ実効ある運用を要請。

<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標 県の施設整備計画を踏まえ、既存施設設備の適切な維持管理とその有効活用なども図りながら、良好な教育研究環境の確保に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標 教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標 法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標 県の施設整備計画を踏まえ、既存施設設備の適切な維持管理とその有効活用なども図りながら、良好な教育研究環境の確保に努める。</p> <p>2 安全衛生管理に関する目標 教育研究活動の円滑な実施に資するため、教職員、学生の安全と健康の確保に関する取組を総合的かつ計画的に行い、その水準の向上を図る。</p> <p>3 法令遵守及び危機管理に関する目標 法令遵守及び危機管理に資する内部統制の充実・強化に取り組み、その成果を業務運営に反映させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が策定する施設整備計画を踏まえた教育研究環境の確保を要請。 ・ 第1期において整備された仕組みの确实かつ実効ある運用。 ・ 近年の社会情勢を勘案。なお、23.3に総務省が「独立行政法人における内部統制と評価について」を公表。
--	--	---